

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について

次のとおり技術提案書を公募します。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

長野県志賀高原自然保護センター展示改修設計等業務委託

#### (2) 業務の目的

長野県志賀高原自然保護センターは、蓮池にある志賀高原総合会館 98 の 2 階に設置されており、展示内容は、「志賀高原ガイド」、「自然観察ワンポイントレッスン」、「志賀高原の人々の暮らし」、「観光地としての志賀高原」の 4 つをテーマに、立体模型やパネルを使って、志賀高原の森林や湿原、自然の生い立ちを分かりやすく紹介している。

開館から約 27 年が経過し、展示物の老朽化が進んだことや開館から展示改修が行われていないことから施設の魅力が減退しているため、今後の運営管理、利用者拡大等の観点から、令和 8 年のリニューアルオープンを目指して展示物の改修等を行う計画である。

本業務は、展示改修のための設計図書の作成等を目的とする。

#### (3) 基本事項

受託者は、「長野県志賀高原自然保護センターリニューアル基本計画（令和 6 年 5 月・長野県志賀高原自然保護センター運営協議会）（以下「基本計画」という。）及び別紙「長野県志賀高原自然保護センター展示改修設計等業務委託 特記仕様書（以下「仕様書」という。）の目的が達成できるように業務を進めること。

#### (4) 業務内容

①展示改修計画・基本設計

②展示改修実施設計

#### (5) 日程（予定）

令和 6 年 6 月 10 日（月）実施公告

令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時 質問の受付締切

令和 6 年 6 月 20 日（木）質問の回答

令和 6 年 6 月 24 日（月）午後 5 時 参加表明書及び参加要件資料の提出締切

令和 6 年 7 月 12 日（金）午後 5 時 技術提案書の提出締切

令和 6 年 7 月 19 日（金）審査委員会（プレゼンテーション）

令和 6 年 7 月下旬予定 審査結果通知

#### (6) 技術提案を求める事項

技術提案で求める具体的な事項については次のとおり。

技術提案書は基本計画、仕様書及び別紙既存図面を参考に作成すること。

- ア 展示コンセプト及び展示コンテンツの具体化の方策
- イ 本施設の特特殊性（立地条件など）への対応
- ウ 施設利用者への配慮
- エ 維持管理及び更新についての考え方
- オ 業務実施方針
- カ 業務実施体制
- キ 業務の進め方及び工程
- ク 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 業務箇所

長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池

(8) 履行期間

契約締結日から令和7年3月3日までとする。

(8) 業務実施上の要件

仕様書のとおり

(9) 成果物

仕様書のとおり

(10) 業務予算額（費用上限額）

19,030,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

展示改修製作設置予算は、200,000,000 円程度を目安としているが、今後の調整による。

(11) 担当課

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1

山ノ内町産業振興課国立公園係（係長）田村 英則（担当）江澤 優太

電話 0269-33-1107

F A X 0269-33-1104

メール kanko@town.yamanouchi.lg.jp

(12) その他

本プロポーザルは、設計者の基本的な考え方やセンターの展示、情報発信、案内・サービスに係る技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者を選定するために実施するものである。提案書は、選定を行うための資料とするものであり、設計に際して町が提案された内容に拘束されるものではない。

2 技術提案書の提出に必要とされる要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 山ノ内町の発注する「建築コンサルタント」の入札参加資格を有する者であること及び製造の請負及び物件の買入れ等の入札参加資格のうち「その他の契約

(大分類 14「その他の業務」中分類 18「映画・ビデオ製作」)に係る入札参加資格を有する者であること。

- (3) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。)第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 公告日現在において、所属一級建築士が 1 人以上いること。
- (5) 山ノ内町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱(平成 27 年訓令第 1 号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 山ノ内町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 22 号)第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成 16 年法律第 75 条)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 展示面積 300 m<sup>2</sup>以上の博物展示施設(※1)における常設展示設計業務委託を平成 26 年 4 月 1 日から本業務に係る公告掲示日の前日まで完了した実績(国又は地方公共団体発注の元請けに限る)を有すること。なお、製作設置業務と同一の契約をした実績を含むものとする。
- (9) 設計担当の主任技術者は、展示リニューアルの経験(※2)を有する一級建築士であること。

※1 主として地形、地質、植物、歴史等に関し利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示物を用いた展示を行うために設けられた施設(ビクターセンター及びこれに類するもの)をいう。

※2 展示リニューアルの経験は、対象となる施設の種類を問わない。

### 3 質問の受付と回答

#### (1) 質問の受付

- ア 受付期間 令和 6 年 6 月 17 日(月)午後 5 時まで
- イ 受付場所 1(11)に同じ
- ウ 受付方法 FAX 又はメールとする。

#### (2) 質問の内容

質問は本業務に係る条件や手続きに限るものとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

#### (3) 質問への回答

令和 6 年 6 月 20 日(木)を期限とし、町ホームページに掲載する。

#### 4 参加表明書の作成・提出に係る事項

##### (1) 参加表明書の作成様式

様式第1号による。

##### (2) 参加要件資料の作成様式

様式第2号による。

##### (3) 参加表明書記載上の留意事項

###### ア 登録状況

山ノ内町の発注する建築コンサルタント業務及び製造の請負、物件の買入れ等の入札参加登録の状況を記載すること。

###### イ 同種又は類似の業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 平成26年4月1日から本業務に係る公告掲示日の前日までに完了したもの。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

###### ウ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の管理技術者について記載すること。
- ② 再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

エ 建築コンサルタント業務及び山ノ内町が発注する製造の請負及び物件の買入れ等に揚げるその他の契約に係る登録、建築士事務所登録等の登録状況、同種又は類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

##### (4) 参加表明書の提出期限、提出場所、提出方法

###### ア 提出期限 令和6年6月24日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

###### イ 提出場所 1(11)に同じ。

###### ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で1(11)の担当者を確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

##### (5) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者について、2(1)から(9)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査に当たっては、記載の視点に基づいて審査・選定を行う。

なお、技術提案書提出選定者には、別途指名通知を発送する。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件	・建設コンサルタント及びその他の契約等の登録状況	・参加要件に示す山ノ内町の入札参加資格を有しているか ・一級建築士が1名以上いるか
2 同種又は類似の業務の実績（会社）	・同種又は類似業務の内容	・参加要件に示す業務実績があるか
3 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・展示リニューアル設計の経験があるか
4 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容  ・技術協力の内容	・再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・再委託先の選択は適正か ・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選定は適切か

(6) 非該当理由に関する資料

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提案者として選定されなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を書面により、山ノ内町産業振興課長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により、山ノ内町産業振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により行う。

(7) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成

様式3号による。

(2) 技術資料の作成

様式4号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 主な業務経歴は平成26年4月1日から本業務に係る公告掲示日の前日までに完了した業務とする。

② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

- イ 企画提案は簡潔に記載すること。
- ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和6年7月12日(金) 必着  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 1 (11) に同じ

ウ 提出部数 10部

エ 提出方法 持参又は郵送とする。  
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で1 (11) の担当者に確認すること。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

オ その他 提出後の企画技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。

(5) 技術提案書プレゼンテーションに関する事項

技術提案書のプレゼンテーションに関する具体的な事項は下記のとおり。

ア 予定日 令和6年7月19日(金)

イ 場所 長野県志賀高原自然保護センターレクチャールーム

ウ 時間 各社20分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を10分間行う。

エ その他 プロジェクター及びスクリーンは町で用意するが、投影操作のパソコン等必要な機器は、提案者が用意すること。  
プレゼンテーション用資料は「Microsoft Office PowerPoint2016」で再生できるものに限り、図表については技術提案書で使用したものに限る。

詳細については、別途技術提案書の提出者へ通知する。

(6) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。

評価項目	評価事項		評価の視点
1 配置予定の技術者の資格等 (15点)	管理技術者 (15点)	業務経歴	豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	本業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	本業務を実施するのに十分な余裕があるか
2 業務実施体制・業務遂行能力 (20点)	業務実施方針 (10点)		基本計画及び仕様書を理解し、業務実施方針が明確に示されているか
	業務実施体制 (10点)		提案内容を実施できる人員体制が確保され、業務の進め方、工程が明確に示されているか

3 技術提案の内容 (55 点)	展示コンセプト及び展示コンテンツの具体化の方策 (30 点)	基本計画及び仕様書の内容を踏まえた上で、的確性、独創性、実現性、効率性、経済性に優れた内容であるか
	本施設の特殊性（立地条件など）への対応 (10 点)	
	施設利用者への配慮 (10 点)	
	維持管理及び更新についての考え方 (5 点)	
4 技術者の技術力及び意欲等 (5 点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断	本業務を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
5 費用と技術提案の整合性 (5 点)	採点すべき優れた技術提案に加点	技術提案に優れ、かつ費用も技術提案に見合った内容であるか
評価店の合計結果 (100 点)		

(7) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、山ノ内町産業振興課長から通知を行い、随意契約を行う。

(8) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、書面により山ノ内町産業振興課長から通知する。

(9) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は返却しない。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しない。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

(2) 関連情報を入手するための窓口 1 (11) と同じ

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。

(4) 必要に応じて技術提案書に関する補足資料を求める場合がある。

(5) 本業務の受託者は、展示改修製作設置等業務委託の受託候補者とする。ただし展示改修製作設置等業務委託の範囲は本業務範囲と必ずしも一致しない可能性があり、本業務期間内に発注者と協議・調整の上、決定するものとする。また、展示改修製作設置等業務委託は予算措置を経て改めて契約を行うものとする。